

農業競争力強化農地整備事業実施要綱

平成30年 3 月30日付け29農振第 2604 号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2334 号

令和 7 年 4 月 1 日付け 6 畜産第 3602 号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長

北海道知事

(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁

沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産事務次官

第 1 目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要である。

そのためには、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地の整備を実施し、農業の構造改善を図ることが不可欠である。

このため、本事業により、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。

あわせて、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図る観点から、水田の貯留機能向上のための取組を促進することとする。

第 2 事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び畜産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。

1 農地整備事業

農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業

2 実施計画等策定事業

1 の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う事業

3 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備及びこれに関連する事業

4 農村環境計画策定事業

1 の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う事業

5 農業基盤整備促進事業

水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備事業

第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、以下の要件を全て満たす区域とする。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内の区域であること（ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。）。
- 2 第 2 の 1 の農地整備事業及び第 2 の 3 の草地畜産基盤整備事業（第 2 の 3 の草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業を除く。）にあつては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画を策定した区域であること（ただし、原子力被災 12 市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知） 2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）の対象地域を実施区域とすることも可能とする。）。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他農村振興局長等が別に定める者とする。

第5 計画の作成

- 1 事業実施主体は、第 2 の 1 の農地整備事業又は第 2 の 3 の草地畜産基盤整備事業を実施しようとするときは農業競争力強化基盤整備計画（第 2 の 3 の草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業を実施しようとするときは畜産基盤整備計画）を作成し、第 2 の 5 の農業基盤整備促進事業を実施しようとするときは農業基盤整備計画を作成するものとする。
- 2 1 の農業競争力強化基盤整備計画、畜産基盤整備計画及び農業基盤整備計画に記載する事項は、農村振興局長等が別に定めるものとする。

第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第2に掲げる事業ごとに農村振興局長等が別に定める要件を満たしていること。
- 2 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業にあつては、第5の農業競争力強化基盤整備計画（草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業にあつては、第5の畜産基盤整備計画）を策定していること。
- 3 農業基盤整備促進事業にあつては、第5の農業基盤整備計画を策定していること。

第7 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、第5に掲げる計画及び農村振興局長等が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、農村振興局長等が別に定める期日までに、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、農村振興局長等が別に定めるところにより、前項で提出された事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県以外を事業実施主体とする場合の事業の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長等が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第9 委任

本事業の実施に当たっては、法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令及びこの要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度において本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成30年10月末日までとする。
- 3 次に掲げる通知は、廃止する。
 - （1）戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）
 - （2）特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2242号農林水産事務次官依命通知）
 - （3）6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱（平成24年10月26日付け24農振1602号

農林水産事務次官依命通知)

(4) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)

(5) 農業基盤整備促進事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知)

(6) 低コスト農地整備推進実証事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2109号農林水産事務次官依命通知)

4 3の(1)から(6)までのいずれかの通知に基づき事業を実施している地区については、第7の申請及び採択が行われたものとみなす。ただし、当該地区の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

5 3の(5)に基づき平成30年度採択を希望し、平成29年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区については、第7の申請が行われたものとみなす。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による改正後の第3に規定する事業実施区域について、令和6年度以前に第7の申請が行われた地区については、なお従前の例による。